

各位

福岡県信用保証協会

「創業サポート保証」の取扱要領一部改正について

平素は、当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年12月7日から、福岡県内創業者に対する支援を強化するため、「創業サポート保証」の取扱いをしておりますが、今般、下記のとおり取扱要領の一部改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正する保証取扱要領

創業サポート保証取扱要領

2. 改正する主な内容

①取扱期間の延長

【変更前】令和6年3月29日(金)保証協会受付分まで

【変更後】令和7年3月31日(月)保証協会受付分まで ※12ヵ月間延長

②信用保証料率の表記の追記

『本要領の保証対象者に該当する法人であって、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の要件を満たした場合については、0.25%または0.45%を上乗せした料率を適用する』旨を追記。

3. 施行日

令和6年4月1日

以上

【商品概要】

令和6年4月1日

商品名	創業サポート保証
取扱金融機関	約定書締結金融機関
対象要件	事業を営んでいない個人が県内で新たに開業するもので、次のいずれかの要件に該当する会社又は個人 (1)県内において1ヶ月以内（認定特定創業支援等事業※1により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては6ヶ月以内）に新たに個人で事業を開始するもの (2)県内において2ヶ月以内（認定特定創業支援等事業※1により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては6ヶ月以内）に新たに会社を設立して事業を開始するもの (3)個人開業後5年未満のもの (4)会社設立後5年未満のもの (5)法人成り企業で個人創業時から5年未満のもの
保証限度額	3,500万円以内
資金使途	創業時又は創業後に必要な運転資金・設備資金
融資期間	10年以内（据置1年以内）
信用保証料	・創業サポート1…年0.75% （創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書を締結した金融機関※2以外の金融機関で取扱いするもの） ・創業サポート2…年0.65% （認定特定創業支援等事業※1により支援を受けたもの） ・創業サポート3…年0.65% （創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書を締結した金融機関※2で取扱いするもの）
返済方法	分割返済または一括返済
担保・保証人	担保：不要 保証人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則として徴求しない。
貸付形式	証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率（上限利率は年率1.50%以内）
責任共有制度	責任共有制度の対象外（100%保証）
他商品との併用	本商品での地方庁制度などの制度利用不可（一般保証としての取扱）
使用できる保険	創業関連特例保険
必要書類	・創業・再挑戦計画書（様式創業保調第102号） ・事業を営んでいない個人であることの確認資料（所得証明書等） ・「創業サポート2」については、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについて市区町村長が発行する証明書（写し） ・対象要件(5)については、個人事業開始日の確認資料（開業届出の写し等）
モニタリング	本保証利用後3事業年度においては、信用保証協会に毎期決算書（確定申告）を提出するものとする（原則として金融機関経由で提出）。
フォローアップ	創業時・創業後のフォローアップを希望するもので、信用保証協会が必要と認めた場合は、中小企業診断士によるフォローアップ支援を行うものとする（費用は信用保証協会が全額負担、 原則5回 、但し、フォローアップの申込日が創業後5年を経過していないこと）。
取扱期間	平成27年12月7日(月)から 令和7年3月31日(月) 協会保証申込受付分まで

(※1) 認定特定創業支援等事業

市区町村が実施する創業支援等事業のうち特に創業の促進に寄与する事業として、創業を行おうとする者が経営、財務、人材育成及び販売の方法に関する知識を全て習得できるように支援する事業であつて、主務大臣の認定を受けた事業。具体的には、インキュベーションマネージャーが支援を行うインキュベーション施設での1か月以上の継続した支援、4回程度のセミナー・創業塾、1か月以上の継続したハンズオン支援等が該当（例：商工会議所等が主催する創業塾・起業塾等）。

(※2) 創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書を締結している金融機関は以下のとおり。

福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、北九州銀行、福岡中央銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫

(令和6年4月1日現在)